

全国未亡人団体協議会の実態について

—全国未亡人団体調査の検討—

○ 大阪成蹊大学 今井 涼 (会員番号 008661)

キーワード：母子福祉，母子家庭，全国未亡人団体協議会

1. 研究目的

山高しげり（以下「山高」）は戦中，戦後の混乱によって父親を失った母子家庭の窮状を救うため，全国未亡人団体協議会（後に改称，現全国母子寡婦福祉団体協議会，以下「全未協」）による活動をリードして，母子福祉の推進に尽力した女性運動家である。運動の成果として1964年に成立した「母子福祉法」は，長い間日本の母子福祉の施策の要であり続けたが，2014年に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」へと改称され，ひとり親家庭施策として位置づけなおされた。しかし収入格差が示すように，母子家庭が父子家庭より深刻な困難をかかえる実態は変わらない。ひとり親家庭は経済的に不利な状態であり，母子家庭の収入の低さはさらに深刻である。報告者は，山高がリードした全未協の活動のあり方にその一因があったのではないかとの問題意識に立ち，その活動や理念を社会福祉の視点から検証し，今後の母子福祉のありかたを展望する目的の研究を行っている。本報告ではそうした研究の一環として，全未協の資料から全未協の活動の実態を検討する。

2. 研究の視点および方法

研究方法は文献研究により，先行研究の検討と全未協の発行した資料の検討を行う。

全未協や山高をとりあつかった先行研究の蓄積はとぼしいが，主要なものを以下に概観する。文献には，五味百合子編（1980）『続 社会事業に生きた女性たち—その生涯としごと』（ドメス出版）による人物史や，山高への聴き取りの解説として鈴木聿子（1998）『シリーズ福に生きる 1 山高しげり』（大空社）がある。研究としては，山高の母子福祉の動機を明らかにした守田幸子（2004）「山高しげりと『母子福祉』—利己から利他への転轍」（『人間文化研究科年報』19，465-476）や，山高の母子福祉運動及び戦前の女性運動を戦争協力という観点から批判した鈴木裕子（1986）『フェミニズムと戦争—婦人運動家の戦争協力』（マルジュ社）が重要である。報告者の問題意識に近いものには林千代（2000）『母子福祉を拓く』（ドメス出版）と，副田あけみ（1983）「『母子一体』の歴史的変遷過程—大正・昭和時代の母親観，子ども観を探る」（『人文学報』159，61-94）があり，「母子一体の原則」の運動が母子福祉領域の停滞をもたらしたと指摘している。鈴木聿子編（1983）『未亡人たちの戦後史—茨未連「母子草」から—』（筑波書林）では全未協の加盟団体であった茨城未亡人連合会の機関誌の記事がまとめられ，山高とのかかわりを解説している。また，堺恵（2020）『児童扶養手当制度の形成と展開—制度の推移と支給金額の決定過程』（晃洋書房）では山高や全未協の足跡をたどりつつ児童扶養手当制度の変遷を明らかにしている。

しかしこれらの研究には山高や全未協の活動の具体的な実態について，歴史的な連続性を検討する観点から詳細に評価，検証したものはない。そこで報告者は全未協の活動の実

態を知るために、主に二点の全未協の資料を中心に検討することとした。一点は「昭和三十八年十月 全国母子福祉研究集会資料」（資料A）、もう一点は「昭和40年度全国未亡人団体協議会—母子家庭指導者研修会資料—」（資料B）である。この二点を検討して、全未協加盟団体の活動の実態を見ていく。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理規程にのっとり、研究を行っている。

4. 研究結果

資料Aは、母子福祉法成立間近の1963（昭和38）10月31日、久保講堂にて開催された全国母子福祉研究集会が開催された時の資料である。また資料Bは母子福祉法成立まもない1966（昭和41）年1月28日、1月29日に、日本女子会館にて全国母子家庭指導者研修会が開催された時の資料である。両資料から、二つの会ではそれぞれ全国の未亡人団体調査として「母子家庭後援団体に関する調」「母子相談員の補助機関に関する調」「貸付金資金別償還率調」「都道府県未亡人団体組織状況調」「予算調」「資金造成調」「重点事業調」「指導者養成に関する調」「償還貯蓄組合調」「経営事業調」などを行ったことがわかった。その詳細については紙幅の関係から学会当日の報告に譲るが、重要な基礎データのみ紹介しておく。全未協の活動の規模を知る主な手がかりとしては「都道府県未亡人団体組織状況調」や「都道府県未亡人団体予算調」があった。それによれば都道府県未亡人団体の会員総数は1963（昭和38）年9月時点で約82万人、1966（昭和41）年1月時点で約84万人であった。都道府県未亡人団体の予算総額の合計は1963（昭和38）年9月時点で約8000万円、1965（昭和40）年12月時点で約8500万円であった。また、全未協加盟団体の関わる活動の一つとして、各地の未亡人団体による母子相談員の補助機関の設置がある。これについては設置ありとして回答されている地域が1963（昭和38）年9月時点で26、1965（昭和40）年12月時点で27であった。

5. 考察

今回検討した両資料の発行された時期の間に、1964年母子福祉法が成立、公布されている。この前後の動向を両資料で比較すると、全未協の加盟団体の活動の実態としては、会員数、予算ともに増えており、全国的には規模を大きくしていると言える。また未亡人団体や未亡人会等が関わる母子相談員の制度については、補助機関の設置が微増していた。

しかし一方で各都道府県別に詳細に会員数や予算総額を検討すると、いくつかの地域で減少が見られ、母子相談員の補助機関の設置についても大きな増加はなく、同法の影響をうかがわせるものはなかった。その理由は不明だが、両資料では運営の問題として会員の高齢化が意識されており、そうした実態を反映している可能性がある。当時の全未協では従来の母子福祉対策にくわえ、子どもが成人した後の家庭の寡婦対策に取り組むべきことが意識されていた。今回の研究では全未協の資料からそうした組織の状況を確認することができたが、その背景にあるものについての詳しい考察は今後の課題としたい。